第７回

熊本県議会

議会運営委員会会議記録

令和８年８月７日

閉　会　中

場所　　議　会　運　営　委　員　会　室

第 7 回　熊本県議会　議会運営委員会会議記録

令和８年８月７日(金曜日)

午前11時０分開議

午前11時10分閉会

本日の会議に付した事件

１　８月定例会における「発言に関する申し合わせ」の取扱いについて

２　８月定例会会期日程の変更について

３　本会議場における服装について

４　その他

(1)高校生県議会の開催中止について(報告)

(2)その他

出 席 委 員(10人)

委 員 長　緒 方 勇 二
副委員長　河 津 修 司
委　　員　前 川　　収
委　　員　藤 川 隆 夫
委　　員　城 下 広 作
委　　員　松 田 三 郎
委　　員　吉 永 和 世
委　　員　池 田 和 貴
委　　員　溝 口 幸 治
委　　員　西　　聖 一

オンラインによる出席委員(２人)

委　　員　坂 田 孝 志
委　　員　髙 野 洋 介

欠 席 委 員(なし)

議　　長　内 野 幸 喜

委員外議員(１人)

副 議 長　橋 口 海 平

執行部出席者

総務部長　下 山　　薫
総務部総括審議員
兼政策審議監　磯 谷 重 和
財政課長　甲 斐 久美子
審議員兼財政課課長補佐　黒 川 賢一郎
審議員兼財政課課長補佐　樺　　誠一郎

事務局職員出席者

議会事務局長　鈴　　和 幸
議会事務局次長
兼総務課長　池 永 淳 一
首席審議員兼議事課長　坂 本 誠 也
政務調査課長　楠　　ゆみ子
議事課課長補佐　吉 田　　晋
政務調査課課長補佐　小 﨑 博 文
総務課主幹　脇 山　　強
総務課主幹兼秘書室長　下 﨑 浩 一
議事課主幹　岡 部 康 夫
議事課主幹　眞 田 美也子

午前11時０分開議

○緒方勇二委員長　それでは、ただいまから第７回議会運営委員会を開会いたします。

本日は、坂田委員、髙野委員から、映像と音声の送受信の方法による出席の申出がありましたので、議長に諮って、オンライン委員会を開催することに決定いたしました。

なお、坂田委員、髙野委員については、映像と音声により御本人であることが確認できますので、委員会に出席したものとみなされ、本日の出席委員は12人となりますので、委員会条例第12条に規定する定足数を満たしていることを宣告いたします。

オンライン出席委員については、その都度個別に意思確認をさせていただくこととし、御異議がない場合はその旨御発言いただき、御異議がある場合は挙手いただくこととといたします。

審議に入る前に、このたび、令和８年熊本地震により、お亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を表して、黙禱をささげたいと思います。

全員、御起立をお願いいたします。

（起立）

○緒方勇二委員長　黙禱。

（黙禱）

○緒方勇二委員長　お直りください。御着席ください。

（着席）

○緒方勇二委員長　それでは、議題１、８月定例会における「発言に関する申し合わせ」の取扱いについてお諮りいたします。

代表質問の時間等につきましては、議会運営委員会申合せにより、１人100分以内、１日２人とされておりますが、このたびの地震による災害対応の状況を考慮し、本定例会に限り、時間を短縮し、１人60分以内とし、１日３人行うこととしてよろしいでしょうか。

（「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長　坂田委員、髙野委員はいかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長　御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題２、８月定例会会期日程の変更についてお諮りいたします。

８月定例会会期日程については、７月27日開催の議会運営委員会でお諮りし、資料１－１のとおり、８月27日から９月11日までの16日間とすることなど御決定いただいたところですが、このたびの地震による災害対応の状況を考慮し、災害対応に注力する時間を確保するため、会期日程を短縮するものでございます。

それでは、議会事務局長から説明をお願いいたします。

○鈴議会事務局長　まず、資料１－１を御覧ください。

前回の議会運営委員会で御決定いただいた８月定例会会期日程表でございます。

次に、資料１－２を御覧ください。

変更後の８月定例会会期日程表案により御説明申し上げます。

本定例会の招集日は、８月27日の予定で変更ございません。

会期は、８月27日から９月８日までの13日間に変更しております。

８月27日から30日までは、変更はございません。

31日は、自由民主党、立憲民主連合、公明党の順で代表質問があり、その後、議案等に対する質疑、委員会付託となります。

９月１日は議案調査のため、２日から４日までは常任委員会開催のため、５日及び６日は県の休日のため、７日は議事整理のため、それぞれ休会でございます。

最終日の８日は、本会議でございまして、委員長報告の後、質疑、討論、議決、閉会宣告となります。

なお、請願及び意見書等の締切りは、８月26日の午後５時となりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○緒方勇二委員長　ただいまの説明について質問はありませんか。

○前川收委員　ただいまの説明によりますと、新しい日程案の中には、特別委員会の日程がなくなっておりますけれども、もし特別委員会を開催する必要が生じた場合にはどう対応されますか。

○楠政務調査課長　事務局でございます。

熊本県議会委員会条例第11条によりますと、委員会は委員長が議長に諮って招集するということになっております。このため、委員長に招集権限がある形になっております。

これによりまして、開会中の特別委員会の開催の必要が生じた場合には、委員長は委員会を招集することが可能となります。

以上でございます。

○前川收委員　ということは、委員長さんがしっかり開くべきだと思ったときには、議長に諮りながら、権限はもちろん委員長にあるということでしょうけれども、そのような形で開催は可能だということですね。

○緒方勇二委員長　はい。特別委員会の開催の必要性が生じた場合は、しっかりと判断をし、開催の運びとさせていただくことといたしたいと思います。

それでよろしいですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長　それでは、８月定例会会期日程の変更については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

（「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長　坂田委員、髙野委員はいかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長　御異議なしと認め、そのようにさせていただきます

次に、議題３、本会議場における服装についてお諮りいたします。

議会運営委員会申合せにより、本会議場においては、議員記章をつけた上着を着用することとなっております。

なお、執行部職員についても、議員に準じた取扱いをお願いしているところです。

しかしながら、熊本地震の余震が続き、本会議中にも大きな地震が発生する可能性があり、議員及び執行部職員においては、防災服着用が適当と考えております。

つきましては、本会議場における服装については、緊急時の対応を考慮し、防災服を着用することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長　坂田委員、髙野委員はいかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長　御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

最後に、議題４、その他に入ります。

まず、(1)高校生県議会の開催中止について、議会事務局次長から報告をお願いいたします。

○池永議会事務局次長　８月25日に開催を予定しておりました高校生県議会につきましては、今回の地震により、参加予定の学校が大きな被害を受け、生徒が避難生活を余儀なくされている状況にあること、また、県においてもこの甚大な被害への対応に注力していただくため、中止することになりましたので、御報告させていただきます。

○緒方勇二委員長　ただいまの説明について質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長　次に、(2)その他で、委員の皆様から何かありませんか。

○松田三郎委員　さっきの日程のところでちょっとお尋ねすればよかったと思いますが、実際の可能性は低いと思いますが、事務局に確認ですけれども、一番小さい字で、請願意見書締切りは８月26日、これ、確かに通常ならば、一般質問の最後の日の５日前とかというふうに機械的に決まっていたと思いますけれども、この前、開会日の前が締切りになるというのは問題ないんですか。

○坂本議事課長　議事課でございます。

申合せの中では、委員会付託の３日前の午後５時が請願等の受付の期限となっておりますけれども、今回の場合は、代表質問の下のところに書いてございます委員会付託、これから休日を除く３日前となりますと、当然26日になってしまうと。

この請願等の締切り等につきましては、特に他に決まり事はございませんので、そちらのほうの申合せというところに従って、26日の水曜日というふうにさせていただいております。

以上でございます。

○緒方勇二委員長　よろしいですか。

○松田三郎委員　はい。

○緒方勇二委員長　ほかにありませんか。

ないですかね。――なければ、以上で本日の議題は、全て終了いたしました。

次回の委員会は、前回の議会運営委員会でお知らせしたとおり、８月定例会開会日前日の８月26日水曜日の午前10時から開催いたします。

これをもちまして、第７回議会運営委員会を閉会いたします。

午前11時10分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

議会運営委員会委員長